

(仮称) 大東市立ほうじょう学園施設整備事業

総合評価落札方式制限付一般競争入札

V E 提案実施要領

令和7年10月3日

大東市

## 目次

第1	総則 .....	1
第2	VE提案の範囲 .....	1
第3	VE提案に関するスケジュール .....	2
第4	VE提案採否申請書の受付 .....	2
第5	VE提案に関する採否 .....	2

## 第1 総則

本事業においては、基本設計図書に示す施設規模や機能・性能条件、平面形状、立面形状、断面形状を遵守する必要がある。ただし、入札参加者は、施設の一部の形状や部材の形状、寸法、仕様、数量を基本としつつも、自らの創意工夫を加えることにより、市が要求水準書において求める機能・性能等を低下させることなく、工期の短縮、ライフサイクルコストの縮減、施設本体の機能・性能や価値を高める内容、提供するサービス水準の向上等に寄与できるのであれば、基本設計図書の内容を変更するV E提案を行うことができる。本V E提案実施要領は、本事業の入札参加者がV E提案を行うに当たり、必要な事項を定めるものである。

なお、V E提案は入札参加者の任意であり、V E提案書の提出の有無及びV E提案の採否によって、入札参加を妨げられるものではない。

## 第2 V E提案の範囲

V E提案の範囲は、施工方法、工事材料等について、基本設計図書に記載のあるものすべてを対象とする。

また、V E提案に当たり、本市は次の提案を期待する。

- ①施工後の居室レイアウトの変更が可能となる建屋の構造計画にかかるもの
- ②内装や建具の木質化等を含む仕上の性能向上にかかるもの
- ③機能向上を目的とした意匠計画を達成するためのもの
- ④ライフサイクルコストの縮減等を含む合理的な設備計画を達成するためのもの
- ⑤メンテナンスフリーや合理的な維持修繕を可能とするもの
- ⑥児童・生徒の安全確保に配慮したもの
- ⑦騒音・振動対策等、周辺地域に配慮したもの
- ⑧上記の他優れた施工計画にかかるもの

ただし、次の各項目に該当する提案を除く。

- ①機能、性能、品質が低下するもの
- ②現状の教育環境を著しく損なうもの
- ③建設工期（設計変更、建築確認申請等に要する期間を含む。）の延長を伴うもの
- ④構造耐力上主要な部分に大幅な変更を伴うもの
- ⑤施設規模や機能・性能条件、平面形状、立面形状、断面形状に大きな変更を伴うもの
- ⑥周辺地域に対して工事中の騒音、振動等が増加するもの
- ⑦環境負荷が増大するもの
- ⑧その他これらに類するもの

### 第3 VE提案に関するスケジュール

VE提案に関するスケジュール	日程
VE提案採否申請書の受付	令和7年11月13日（木）まで
VE提案採否結果の通知	令和7年11月25日（火）まで
入札書及び提案書の受付	令和8年 1月 8日（木）まで

### 第4 VE提案採否申請書の受付

VE提案を行おうとする入札参加者は、巻末に示す様式1～様式3について、以下の所定部数を、令和7年10月27日（月）から11月13日（木）までの間に、大東市教育委員会事務局教育企画室あてに一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。持参による提出は認めない。

様式番号	書類名	部数
様式1	①VE提案採否申請書	正本1部
様式2	②VE提案総括表	正本1部 副本3部
様式3	③VE提案書	正本1部 副本3部

### 第5 VE提案に関する採否

- (1) 入札参加者から提出されたVE提案の内容について、大東市教育委員会において各VE提案の採否を審査する。この時点では、VE提案の優劣の評価や採点等を行わない。
- (2) 大東市教育委員会は、令和7年11月25日（火）までに、様式4「VE提案採否結果通知書」を代表企業宛にその理由を付して通知する。なお、VE提案採否結果に対する不服申し立ては受け付けない。
- (3) VE提案の採用が認められた入札参加者は、原則としてこれを反映した入札書及び提案書を提出すること。また、その後の検討によりVE提案を取り下げる場合は、様式5「VE提案辞退届」を、入札書類の受付までに大東市教育委員会事務局教育企画室へ持参により提出すること。VE提案が採用されなかった場合は、市が示した要求水準書及び基本設計図書等により作成した入札書及び提案書を提出すること。
- (4) VE提案採否申請書の提出の有無については、入札参加要件としない。

- (5) 入札参加者は、採用が認められなかったVE提案や事前にVE提案として提出すべきであった内容を、入札書及び提案書の提出時に改めて提案したり、追加で提案してはならない。入札書及び提案書の提出時に、これらの追加提案等がなされた場合、当該入札参加者は失格とする。
- (6) 入札書及び提案書の提出後、これらに反映されたVE提案について、本事業に係る大東市総合評価審査委員会において、落札者決定基準に従って評価する。

(様式1) VE提案採否申請書

令和 年 月 日

VE提案採否申請書

大東市長 様

共同企業体名 \_\_\_\_\_  
代表企業代表者 商号又は名称 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
役職 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

「(仮称)大東市立ほうじょう学園施設整備事業」の「VE提案実施要領」に基づき、VE提案書を提出します。なお、VE提案に関する責任担当者として、次の者を置くこととします。

■ VE提案責任担当者

企 業 名	
所 在 地	
所 属 ・ 役 職	
担 当 者 名	
電 話	
F A X	
E - m a i l	



(様式3) VE提案書

VE提案書

		番号
1 VE提案範囲の区分	工種 部位	
2 VE提案の目的、効果		
3 基本設計図書に定める内容とVE提案との対比(変更方法)		
基本設計図書	VE提案	

- ※1 番号は、VE提案総括表(様式2)の番号と一致させること。
- ※2 VE提案の採否判断のために、可能な範囲で具体的に記入すること。
- ※3 1つの提案毎に原則として本様式1枚とすること。基本設計との対比説明において用紙が不足する場合は、最低限の枚数を追加すること。



(様式5) VE提案辞退届

令和 年 月 日

VE提案辞退届

大東市長 様

共同企業体名 \_\_\_\_\_  
代表企業代表者 商号又は名称 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
役職 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

令和7年10月3日付けで公告された「(仮称)大東市立ほうじょう学園施設整備事業」の「VE提案実施要領」に基づき提出し、採用が認められた次のVE提案を取り下げます。

1. 対象となるVE提案の番号※1 ※2	
2. 対象となるVE提案の工種・部位	
3. 取り下げ理由	

※1 VE提案総括表(様式2)の番号と一致させること。

※2 複数のVE提案を取り下げる場合は、1つの提案につき本様式1枚とすること。